

田辺市周辺衛生施設組合議会定例会会議録

○ 招集 令和4年11月11日(金)  
第2回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会が、清浄館において招集された。

○ 開会 令和4年11月11日(金)午前9時57分

○ 閉会 令和4年11月11日(金)午前10時31分

○ 出席議員の氏名は次のとおりである。(8名)

1 番	尾崎	博文	君
2 番	安達	克典	君
3 番	北田	健治	君
4 番	橘	智史	君
5 番	安達	幸治	君
6 番	小川	浩樹	君
8 番	真造	賢二	君
9 番	出口	晴夫	君

○ 欠席議員の氏名は次のとおりである。(1名)

7 番	山本	秀平	君
-----	----	----	---

○ 説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

管理者	真砂	充敏	君
副管理者	小谷	芳正	君
会計管理者	樫畑	淳子	君
監査委員	山本	紳次	君
事務局長	早田	斉	君
事務局主任	亀田	史和	君
田辺市廃棄物処理課長	井濶	伴好	君
みなべ町生活環境課長	大野	弘人	君

○ 職務のため議場に出席した者の氏名は次のとおりである。

事務局主査	辻	弘輝	君
-------	---	----	---

令和4年第2回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会

議 事 日 程

- 1 開会日時 令和4年11月11日（金）午前9時57分
- 2 開会場所 田辺市周辺衛生施設組合 清浄館
- 3 日 程
  - 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 2定議案第1号  
令和4年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）
  - 日程第4 2定議案第2号  
令和4年度田辺市周辺衛生施設組合経費に係る関係市町の負担金の追加を  
求めることについて
  - 日程第5 2定議案第3号  
令和3年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計歳入歳出決算について

(開会 午前9時57分)

議長（北田健治君）

皆さんおはようございます。

少し時間が早いですが、地方自治法第113条の規定による定足数がありますので、ただいまから、本日招集の令和4年第2回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ち、管理者から本定例会招集の挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。管理者、真砂充敏君。

管理者（真砂充敏君）

議長、番外。管理者真砂。

本日、令和4年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中をご参集いただき、誠にありがとうございます。

また、平素から、当組合の運営につきまして、各般にわたり多大な御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて清浄館は、事業開始から今年で28年目を迎えましたが、皆様のご協力により順調に施設運営を続けており、また、住民生活に欠かすことのできない施設として、地域の方々からもご理解をいただいております。

隣接する公園「わらべの里」につきましては、今年度の事業として誰もが遊べる遊具への更新やユニット式多目的トイレ、障害者等用駐車場の設置などを予定しており、多くの皆様にさらに親しまれる場所となるようより一層努めてまいります。

今後も引き続き、住みよい生活環境を維持していくため、安全で適切な施設管理運営に努めてまいりますので、皆様方のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本日の定例会におきましては、予算に関するもの3件につきまして、ご審議をお願いするものでございます。

ご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます、招集にあたってのご挨拶とさせていただきます。

議長（北田健治君）

それでは、お手元に配付の日程により、本日の会議を開きます。7番山本秀平君から欠席の届け出があります。それでは日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議規則第89条の規定により、本定例会の会議録署名議員として、2番安達克典君、4番橘智史君、以上2人の諸君を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定」を上程いたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間と決定いたします。これに、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（北田健治君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

続いて、日程第3・2定議案第1号「令和4年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第4・2定議案第2号「和4年度田辺市周辺衛生施設組合経費に係る関係市町の負担金の追加を求めることについて」以上2件を一括上程いたします。提出者の説明を求めます。管理者真砂充敏君。

管理者（真砂充敏君）

議長、番外。管理者真砂。

2定議案第1号令和4年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）につきましては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決をお願いするものでありまして、既定予算を歳入歳出それぞれ1,735万2千円増額し、歳入歳出それぞれ2億6,915万6千円とするものであります。

続いて、2定議案第2号令和4年度田辺市周辺衛生施設組合経費に係る関係市町の負担金の追加を求めることにつきましては、補正予算案に基づき各市町への負担金の追加について、組合規約第11条第2項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

各議案の詳細につきましては、事務局から説明いたさしますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（北田健治君）

続いて補足説明を求めます。事務局長、早田斉君。

事務局長（早田斉君）

番外。それでは、議案第1号について補足説明させていただきます。新型コロナウイルス感染症対策のため、座って説明をさせていただきますのでご理解ください。

それでは、議案書の1ページをお願いします。

2定議案第1号、令和4年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,735万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,915万6千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは歳入歳出の補正内容をご説明いたします。3ページをお願いします。

歳入の分担金及び負担金につきましては、既定予算で2億5,162万3千円としておりましたが、施設運営に係る歳出予算が不足することから、組合運営費負担金275万2千円、し尿処理費負担金1,460万円、計1,735万2千円を増額補正し、合計2億6,897万5千円とするものです。

それでは4ページをお願いします。

歳出の総務費につきましては、既定予算で7,706万9千円としておりましたが、275万2千円を増額補正し、合計7,982万1千円とするものです。

内訳として、給料119万円につきましては、地域の周辺環境整備に係る公園内のユニッ

ト式多目的トイレ設置のための備品購入費が不足した際に、事業を早期に実施する必要があったことから流用させていただきました。職員手当等 54 万 5 千円、共済費 19 万 2 千円につきましては、職員の異動に伴うものです。施設修繕料 82 万 5 千円につきましては、施設整備に係る部材費の高騰や予期せぬ修繕の発生によるものです。

次に衛生費につきましては、既定予算で 1 億 7,354 万 7 千円としておりましたが、1,460 万円を増額補正し、合計 1 億 8,814 万 7 千円とするものです。

内訳として、光熱水費 750 万円につきましては、燃料費調整額の上昇による電気料金の高騰によるものです。施設修繕料 660 万円につきましては、設備機器に係る部材費の高騰等によるものです。施設燃料費 50 万円につきましては、A 重油の単価の上昇によるものです。なお、今回の補正により、令和 4 年度の歳入歳出予算の合計は 2 億 6,915 万 6 千円となります。

つづいて、議案第 2 号について補足説明いたします。議案書の 5 ページをお願いします。2 定議案第 2 号 令和 4 年度田辺市周辺衛生施設組合経費に係る関係市町の負担金の追加を次のとおり求めたいので、組合規約第 11 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

下記の各負担金についてご説明いたしますので、別冊参考資料をご覧ください。

初めに組合運営費負担金につきましては、歳出予算の議会費、施設整備基金積立金を除く総務費及び予備費に充当するものでありまして、均等割が 30%、収集量割が 70%となります。また算定の基礎となります収集量の比率は、令和 2 年度の実績に基づくものでありまして、田辺市 86.91%、みなべ町 13.09%であります。

よって、今回の総務費の補正額 275 万 2 千円に対して、田辺市が 208 万 7,034 円、みなべ町が 66 万 4,966 円になります。

次に、し尿処理費負担金につきましては、歳出予算の衛生費に充当するものでありまして、すべて収集量割となります。

よって、今回の衛生費の補正額 1,460 万円に対して、田辺市が 1,268 万 8,860 円、みなべ町が 191 万 1,140 円になります。

以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（北田健治君）

事務局の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。一括して質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論は一括して行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これよりただいま議題となっております 2 件について順次採決に入ります。それでは、2 定議案第 1 号は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、2定議案第1号は可決いたしました。続いて、2定議案第2号は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、2定議案第2号は可決いたしました。

続いて、日程第5・2定議案第3号「令和3年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計歳入歳出決算について」を上程いたします。

提出者の説明を求めます。管理者真砂充敏君。

管理者(真砂充敏君)

議長、番外。管理者真砂。

2定議案第3号令和3年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものであります。

詳細につきましては、事務局から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長(北田健治君)

続いて補足説明を求めます。事務局、亀田史和君。

事務局(亀田史和君)

番外、それでは私の方から、令和3年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計歳入歳出決算及び業務報告について、ご説明いたします。座って説明させていただきます。

まず、決算から説明いたしますので、議案書の7ページをお願いします。

歳入の収入済額は、合計2億5,179万1,544円です。

次に8ページをお願いします。歳出の支出済額は、合計2億3,629万2,350円です。歳入歳出差引残額は、1,549万9,194円です。

それでは初めに、歳入をご説明いたします。9ページから10ページをお願いします。歳入は分担金、負担金、財産収入、繰越金、諸収入に分かれています。

負担金の内訳をご説明いたします。組合運営費負担金2,494万2千円は、歳出の議会費、施設整備基金積立金を除く総務費、予備費に充当するための負担金でありまして、30%が均等割、70%が令和元年度の収集量割で構成されており、この収集量割は田辺市が86.58%、みなべ町が13.42%です。各市町の負担金額につきましては、田辺市が1,885万7,649円、みなべ町が608万4,351円です。

次の施設整備基金負担金3,701万7千円は、歳出の総務費施設整備基金積立金に充当するための負担金でありまして、5%が均等割、95%が令和元年度の収集量割で構成されています。内訳は、田辺市が3,137万2,278円、みなべ町が564万4,722円です。

次のし尿処理費負担金1億6,918万8千円は、歳出のし尿処理費に充当するための負担金でありまして、全て令和元年度の収集量割で構成されています。内訳は、田辺市が1億4,648万2,970円、みなべ町が2,270万5,030円です。負担金の合計は2億3,114万7千円です。

10 ページをお願いします。財産収入 6 万 1,371 円は、施設整備基金積立金に係る定期預金の利子収入です。次の前年度繰越金は 2,046 万 8,398 円です。なお、前年度の一般会計歳入歳出決算の認定後に、施設整備基金へ繰越金を合わせて積立てるため予算補正しています。

次に 11 ページをお願いします。諸収入は 11 万 4,775 円で、自動販売機手数料及び金属類の売払い金が主なものです。以上、歳入合計、収入済額は 2 億 5,179 万 1,544 円です。

続いて歳出の明細をご説明いたします。12 ページをお願いします。

議会費です。当初予算額は 18 万 8 千円、支出済額は 11 万 4,845 円、不用額は 7 万 3,155 円です。歳出の内訳につきましては、組合議員の報酬、消耗品費及び総合事務組合負担金です。

次に 13 ページの総務費です。一般管理費予算額の当初予算額は 6,086 万 6 千円、補正予算額は 2,046 万 7 千円、合計 8,133 万 3 千円、支出済額は 8,064 万 1,271 円、不用額は 69 万 1,729 円です。なお、補正予算につきましては、施設整備基金に係る総務費積立金へ、前年度繰越金を積立てるために行ったものです。

一般管理費の内訳をご説明いたします。報酬 12 万 1,500 円につきましては、特別職 4 名分の報酬です。給料 1,047 万 4,500 円、職員手当等 535 万 2,354 円につきましては、職員 3 名分の人件費です。

続きまして 14 ページから 15 ページをお願いします。共済費 322 万 6,111 円につきましては、職員 3 名分の共済費、雇用保険料が主なものです。

報償費 56 万 1,500 円につきましては、刈払い機安全衛生教育の講師謝礼、敷地内及び公園周辺の除草、剪定、消毒作業に係る謝礼金です。なお作業は地元北長町内会の有志の方々や長く公園等の管理に携わっていただいている方々をお願いしています。

旅費、交際費につきましては、汚泥処理の先進地視察を計画していましたが、新型コロナ禍の影響で中止しており、支出はありません。

需用費 100 万 5,474 円につきましては、事務棟及び公園等の管理における消耗品費、薬剤費、施設修繕料が主なものです。なお、備品購入費へ 2 万 3,796 円流用しています。

役務費 34 万 7,768 円につきましては、通信費、火災保険料、傷害補償保険料が主なものです。

委託料 122 万 8,858 円につきましては、警備保障管理委託料、消防用設備等点検委託料、地方公会計に係るシステム保守委託料、施設内清掃委託料、電気工作物保安管理委託料が主なものです。

使用料及び賃借料 48 万 8,323 円につきましては、電話機器の借料、通信ネットワーク利用料、地方公会計に係るシステム利用料が主なものです。

原材料費 4 万 7,236 円 につきましては、公園用の芝生、真砂土の購入です。

次の備品購入費 21 万 3,796 円につきましては、芝刈機、草払機及び防災情報収集用テレビモニターを購入した費用です。なお、需用費から 2 万 3,796 円流用しています。

負担金補助及び交付金 2,482 円につきましては、非常勤職員公務災害補償に係る総合事

務組合負担金です。

積立金 5,754 万 6,769 円につきましては、令和 2 年度に開始した施設整備基金への積立金です。なお、当初予算額に前年度の繰越金を予算補正し、合わせて積立っています。

公課費 2 万 4,600 円につきましては、公用車の車検に伴う自動車重量税です。

次に 16 ページをお願いします。衛生費です。し尿処理費当初予算額は 1 億 6,918 万 8 千円、支出済額は 1 億 5,553 万 6,234 円、不用額は 1,365 万 1,766 円です。

し尿処理費の内訳をご説明いたします。需用費 9,709 万 2,482 円につきましては、し尿処理に要する消耗品費、光熱水費、薬剤費、施設修繕料、施設燃料費が主なものです。

光熱水費 2,262 万 2,049 円につきましては、し尿処理を行なう上で必要な電気・水道料金です。

薬剤費 1,171 万 7,737 円につきましては、懸濁物質の凝結や脱臭の中和等に使用する薬剤、高度処理に使用する水処理用活性炭の購入費です。

施設修繕料 4,588 万 8,284 円につきましては、処理機器定期修繕 4,240 万 5 千円と定期以外の修繕 348 万 3,284 円を合わせた費用です。なお、処理機器定期修繕につきましては、長寿命化総合計画の整備計画に基づき実施しており、さらに、運転管理業者が常に機器の状態を確認することで、精度の高い整備を行うことができます。

次に施設燃料費 1,215 万 5 千円につきましては、し尿等に含まれるごみ類、前脱水汚泥、余剰汚泥の焼却に必要な A 重油の購入費です。

次に 17 ページをお願いします。役務費 97 万 8,439 円につきましては、水質検査手数料、ダイオキシン類濃度等測定分析手数料が主なもので、法令に定められた検査を毎年行っています。

委託料 5,744 万 5,313 円につきましては、施設の運転管理業務などし尿処理に必要な業務委託の関連費用です。委託料ごとに内容をご説明いたします。自動ドア保守点検委託料 31 万 7,900 円につきましては、し尿等の受入段階で臭気を漏らさないため設置された自動ドアの保守点検委託料で、年に 3 回実施しています。

貯留槽等清掃業務委託料 465 万 3 千円につきましては、受入槽、貯留槽等に堆積する砂、砂利を取り除くことで、ポンプ等の設備機器が故障するのを防ぐため年 3 回行うものでありまして、清掃・運搬を含めた処分費用です。

計装機器保守点検業務委託料 72 万 9,300 円につきましては、各水槽の液面計・流量計・PH 計等といった計装機器の保守点検費用です。

施設運転管理業務委託料 5,011 万 6,893 円につきましては、し尿処理施設の運転管理を委託している費用です。業務内容はし尿等の受入対応、水処理や焼却処理の運転操作・機器の監視や保守点検・水質試験・公園管理等の多岐にわたる業務で、従業員 6 名で管理しており、その人件費や技術経費及びその他経費です。

貯留槽内汚泥除去業務委託料 39 万 6 千円につきましては、対象となる水槽の沈砂汚泥を受入槽へ移し、汚泥を 1 カ所にまとめることで、別に実施する貯留槽等の清掃を効率的に行うための費用です。



次に焼却灰等運搬処理業務委託料 123 万 2,220 円につきましては、し尿等に含まれるごみ類、前脱水汚泥、余剰汚泥を焼却した灰を最終処分場へ運搬し埋立処分する費用です。

なお、令和 3 年 6 月までは三重県伊賀市の管理型最終処分場へ、7 月から紀南広域廃棄物最終処分場へ運搬し、埋立処分しています。

負担金補助及び交付金 2 万円につきましては、三重県伊賀市への焼却灰搬入に係る環境保全負担金です。

次に 18 ページをお願いします。予備費の支出はありません。以上、歳出合計は 2 億 3,629 万 2,350 円です。

続きまして、19 ページをお願いします。地方自治法施行令第 166 条第 2 項に規定する実質収支に関する調書で、実質収支額は 1,549 万 9 千円です。

次に 20 ページから 21 ページをお願いします。財産に関する調書で、土地建物、物品及び基金です。土地建物、物品に変更はありませんが、基金は 5,754 万 6,769 円増加しています。

次に 22 ページをお願いします。決算審査意見書であります。令和 4 年 8 月 23 日（火）に清浄館において、山本紳次 監査委員、出口晴夫監査委員に審査をいただきました。

以上で、令和 3 年度一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

引き続き、関連がございますので、令和 3 年度の業務報告を簡単に説明させていただきます。お手元の業務報告書の 1 ページをお願いします。1 ページから 2 ページにかけては、組合概要と決算概要を記載しています。決算概要については、先程、歳入歳出決算で説明しましたので省略させていただきます。

次に 3 ページから 4 ページにかけては、組合の業務概要と議会に関する事項です。4 ページの表 4-2 には、組合議会の開会と付議された事項を記載しています。令和 3 年度は、2 回の定例会、1 回の臨時会を開催しております。

次に 5 ページから 6 ページにかけては、監査に関する事項です。表 5-2 は、監査等の実施状況でありまして、例月出納検査、令和 3 年度一般会計歳入歳出決算審査、定期監査について、実施日及びその内容や結果を記載しています。

次に 7 ページは、職員組織に関する事項です。

次に 8 ページをお願いします。し尿処理に関する事項です。表 7-1 には、月別し尿等搬入量を記載しています。し尿等とは、「し尿と浄化槽汚泥を合わせたもの」でありまして、年間搬入量は、3 万 6,473kℓ となっております。搬入量を、土・日・祝日を除く、搬入日数 242 日で割りますと、1 日平均 57 車 151 kℓ の搬入となります。し尿と浄化槽汚泥の割合は、し尿が 16.31%、浄化槽汚泥が 83.69% となっております。

9 ページの表 7-2 には、市町別、年度別し尿等の搬入状況を記載しています。令和 3 年度の各市町別搬入量の構成比率は、田辺市が 86.97%、みなべ町が 13.03% です。田辺市の搬入量は前年度より 488 kℓ 増加しており、過去 5 年間では、し尿は減少傾向、浄化槽汚泥は増加傾向にあります。みなべ町の搬入量は前年度より 51 kℓ 増加していますが、過去 5 年間では、し尿及び浄化槽汚泥とも減少傾向にあります。

次に 10 ページをお願いします。表 7-3 には、し尿処理の状況を記載しています。搬入されたし尿等に施設内で使用する洗浄水等のプロセス用水が加わったものが処理量になります。令和 3 年度の処理量合計は 3 万 8,915kℓ です。年間 365 日で割りますと、1 日平均 107kℓ の処理となりますが、実際には日や月によって搬入量の増減があり、また、浄化槽汚泥の性状の違いもありますので、毎日の処理量については、運転管理業者が省エネ運転に心掛け工夫しながら対応しています。表の右側には、放流水質を記載しておりまして、全ての項目において、表 7-4 に記載しています国の基準値及び清浄館独自の排水基準値を下回った数値となっています。

11 ページには、ダイオキシン類濃度等各種測定分析結果を記載しています。ダイオキシン類濃度は年 1 回、ばいじん濃度は年 2 回、水銀濃度は年 2 回、それぞれ測定分析を行っており、結果については、すべて基準値内で適正に処理されています。

次に 12 ページから 13 ページをお願いします。表 7-8 には、し尿処理経費を年度別に過去 5 年間分、記載しております。長寿命化総合計画に基づいた計画的な定期修繕が行われていることや処理能力より少ない搬入量のため、省エネ運転が可能であることなどから、施設を無理なく運転することが出来ており、計画的で安定したし尿処理経費が保てております。

表 7-9 には、令和 3 年度経費の詳細を記載しています。内容につきましては、先ほど決算書で説明しましたので省略いたします。

表 7-10 には、住民 1 人当たりのし尿処理経費を記載しておりまして、歳出合計を組合の対象人口で割りますと、1 人当たりの単価は 2,589 円となります。表 7-11 には、1 kℓ 当たりの維持管理経費を記載しています。歳出合計を搬入量で割った 1 kℓ 当たりの単価は、4,901 円となります。経費の算出方法については、各自治体・組合において若干の違いがあり、一概には言えませんが、どちらも全国の平均単価より少ない経費で安定的に処理を行なっている状況です。

以上で令和 3 年度の歳入歳出決算及び業務報告を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（北田健治君）

事務局の説明が終了いたしました。引き続き、監査委員の意見を求めます。監査委員、山本紳次君。

監査委員（山本紳次君）

はい、議長。

それでは、私のほうから監査報告をさせていただきます。議案書の 22 ページを御覧ください。審査は、去る 8 月 23 日、出口監査委員さんと御一緒に、当清浄館におきまして、令和 3 年度の一般会計歳入歳出決算書及び関係書類を慎重に審査し、必要に応じて事務局の説明を聴取いたしました。その結果、決算計数は会計管理者保管の諸帳簿と符合し、正確でございました。

なお、予算の執行状況につきましても適正なものと認めました。以上、監査報告とさせていただきます。

議長（北田健治君）

以上をもって、事務局の説明並びに監査委員の意見の報告が終了いたしました。これより、質疑にはいります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北田健治君）

質疑なしと認めます。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北田健治君）

討論なしと認めます。それでは、お諮りいたします。2定議案第1号は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北田健治君）

異議なしと認めます。よって2定議案第3号「令和3年度田辺市周辺衛生施設組合一般会計歳入歳出決算について」は、原案のとおり認定されました。

議長（北田健治君）

以上をもちまして、本定例会に付議された議案は、すべて議了いたしました。他に、発言、その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北田健治君）

ないようですので、これをもちまして本日招集の令和4年第2回田辺市周辺衛生施設組合議会定例会を閉会いたします。おつかれさまでした。

（午前10時31分）